

地域農業者等とハンターによる クマの駆除活動を支援します！

NEW

クマを始めとした有害鳥獣の出没が増える一方で、
地域におけるハンター数の減少や高齢化が進み、
有害鳥獣の駆除活動従事者が不足しています。



ハンターの駆除活動のサポートをしてみませんか？

地域農業者等とハンターによる**協働の駆除活動を支援**し、
地域ぐるみの捕獲体制の構築を推進します！



支援対象者：ハンター及び地域農業者等で構成される4名以上の団体

市では、地域ぐるみでクマの駆除活動を実施した団体に対し、
捕獲実績に応じた活動支援金を交付します。

クマ1頭につき2万円

(ただし、1団体上限10万円とします)



参加登録

◆本支援金を希望する団体は駆除活動の前に事業への**参加登録が必要**です。
参加登録は随時受付中です。

事業の詳細は裏面をご覧ください。

1. 駆除活動団体の立ち上げ・参加登録

①地域でクマの駆除活動をするメンバーを集めます。

⚠ 団体の構成に関する主な注意事項 ⚠

- ・ハンター及び農業者等で構成される4名以上の団体であること。
- ・構成員の農業者等は狩猟免許を有していないこと。
- ・構成員のハンターは農業者等の居住する地域を活動拠点とし、第1種銃猟免許及びわな猟免許を有すること。
- ・市から有害鳥獣駆除活動に係る補助金の交付を受けていないこと。



※農業者等には、農業者の方以外の市民も含まれます。

②クマの駆除活動を始める前に本事業への参加登録をします。

＜参加登録に必要なもの＞ 参加登録は随時受付中

- ・会則
- ・団体名簿（会則等の様式を参考にしたい場合はご相談ください）

2. クマの駆除活動の実施(11月まで)

①活動日誌の作成等を行なながら、以下のような活動を実施します。

＜活動内容＞

- ・クマ捕獲わなの設置
- ・わなの見回り・点検、エサの交換
- ・捕獲個体の処分 など



※希望する団体には、市所有の捕獲わなを貸し出します（1団体2基まで）。

3. 活動実績の報告・支援金の支払い(随時)

①捕獲した場合は、添付書類等と共に実績報告書を随時提出します。

＜添付書類等＞

- ・捕獲したクマの尾
- ・活動日誌及び写真（日付を印字） など

②要件等を満たすことが確認できれば、

1頭につき2万円の支援金が交付されます（1団体上限10万円）。

問い合わせ先

弘前市農林部 農村整備課 鳥獣対策係
電話 0172-40-4155